

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	沖縄県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/joho/kikaku/mynunber/torikumi.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第8の項高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	沖縄県立高等学校学び直し支援金取扱要領第2
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第2 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(昭和22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)を中途退学した後、再び沖縄県立高等学校で学び直す者に対して、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給期間経過後も卒業までの間、継続して教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、沖縄県立高等学校学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)の支給を行うものである。
⑦独自利用事務の関連規範		沖縄県立高等学校学び直し支援金取扱要領